

消防を管理する市長としての最終考察の概要 ～葵消防署管内建物火災事故調査報告書を受け～

1 これまでの経緯

【火災事故の発生】

令和 4 年 8 月 13 日に静岡市葵区呉服町二丁目で発生した建物火災において、1 名の消防職員が殉職した火災事故（以下「本件事故」という。）が発生しました。

【事故調査報告書】

本件事故を受け、静岡市は、令和 4 年 9 月 20 日に静岡市葵消防署管内建物火災事故調査委員会を設置しました。同委員会は、8 回の会議を経て、令和 5 年 8 月 1 日に「静岡市葵消防署管内建物火災事故調査報告書」（以下「事故調査報告書」という。）を市に提出しました。

事故調査報告書では、消防活動における事故防止に寄与することを目的とし、再発防止策として必要な安全を最優先する組織風土の構築などの施策を講じるよう、消防局に対して提言されました。

【行政的検証報告書】

事故調査報告書が事故の責任を問うものではなく、主に再発防止策について提言するものであったことから、静岡市は、事故調査報告書の提言を受けた上で、本件事故の背景にある組織的課題について行政組織として検証を行い、再発防止に必要な事項を取りまとめた「葵消防署管内建物火災事故行政的検証報告書」（以下「行政的検証報告書」という。）を令和 6 年 2 月 28 日に発表しました。

2 最終考察の趣旨

事故調査報告書と行政的検証報告書は、今後、消防局が再発防止を迅速に進め、組織改革を職員一丸となって取り組んでいくための指針となるものです。消防局は、これらの報告書に基づき、組織改革を進めています。

静岡市長は、消防を管理する者として、この指針となる 2 つの報告書を一体とし、本件事故に関する事実の経緯から課題、再発防止策までの全体が把握できるよう整理し、本件事故についての最終報告書とすることが必要と判断しました。

その際、事故調査報告書の発表以後に、関係者等（消防局職員、遺族等）からさまざまな意見等が寄せられました。このため、それらの意見等に関し再度事実確認し、その結果、追記又は変更をすべき部分について、記載内容を見直しました。

【次頁あり】

3 最終考察でのポイント

最終考察においては、事故調査報告書の公表以降に出てきた証言も含め、さまざまな意見等があった部分について事実確認を改めて行いました。その結果、事故調査報告書の実事認定が誤っているものはなかったものの、主として次の事項について事実関係として新たに記載すべきものが確認されました。

(1) 意見等に関し再度事実確認した上で記載内容を見直した部分

ア 行政的検証報告書で記載されているが、活動初期の情報収集が効率的でなかったことを事実情報として記載したもの（最終考察 19 ページ（注 8））

新たに記載した内容	記載内容に対する市の見解（抜粋）
（現場到着直後に指揮 1 隊員が従業員（店長）から情報収集後、状況確認のため単独で 3 階フロア内に進入） ● 従業員（店長）から得た火点の情報を現場本部へ報告又は隊員間で情報共有をしておらず、また従業員（店長）を現場本部に引き継ぐなどの行動をしていない。	● 大隊長及び指揮 1 隊員の活動報告書及び聴取記録により、「指揮 1 隊員は、従業員（店長）から得た火点の情報を現場本部へ報告又は隊員間で情報共有をしておらず、また従業員（店長）を現場本部に引き継ぐなどの行動をしていなかった」ことを確認した。 ● 指揮 1 隊員は、図面を確認したり、現場本部へ従業員（店長）の所在を明らかにしたりしておくべきであったと考える。 ● 事故調査報告書では、活動した内容について（事実情報として）記載されたものと推察される（活動しなかったことについて記載が不十分なものがある。）。 ● 事故の再発防止において、情報収集にどのような課題があったかについては、重要な事項と考えられるため、事実情報として記載する。

イ 「退出時に小隊長がホースを 50 cm 程度引いており、2 番員が退出時にホースが動いたと言っている」ことについて、その時系列を整理するために事実情報として記載したもの（最終考察 36 ページ及び 39 ページ（注 28））

新たに記載した内容（ <u>下線の部分</u> ）	記載内容に対する市の見解（抜粋）
（小隊長は、進入開始から約 10 分が経過したことから進入隊員に無線で「退出」を指示） ● 小隊長は、3 番員からの「了解」の無線応答を確認後、立ち姿勢でホースを両手で 50 センチメートル程度 1 回引いた <u>と言っている</u> が、 <u>この時点では</u> 2 番員及び 3 番	● 事故調査報告書の記載内容に至った小隊長の聴取記録によると、小隊長は退出を指示し 3 番員の応答の後にホースを引いている。また、3 番員の聴取記録によると、その時点ではホースを引かれた感覚はなかったとされている。 ● 2 番員の活動報告書によると、2 番員がホースを引かれたと感じたのは、筒先を置いて退

員は、ホースを引っ張られた感覚を受けていない。 ● 2 番員は、この時点（上記の時点）でホースを引っ張られた感覚を受けていると言っているが、小隊長が引いたと言っているタイミングでないため、退出を開始する時点でホースを引かれたことを特定することはできない。	出を始めた時点と発言しており、小隊長がホースを引いたと言っているタイミングとは同一ではないと考えられる。 ● 加えて、事故直後に活動を検証した際にもホースにたわみが生じていた。これらのことから、小隊長がホースを引いたとしても筒先が動いたことは考えにくい。 ● これらのことから総合的に判断し、小隊長がホースを引いた時点では、“2 番員及び 3 番員は、ホースを引っ張られた感覚を受けていない”という記載事項に矛盾はない。 ● しかし、このような時系列での隊員の活動の経緯をはっきりさせることは重要と考えるため、事実情報として記載する。
--	--

※ 最終考察においては（注 6、注 7、注 11 及び注 13）、災害機動支援隊が装着していたウェアラブルカメラの映像を確認した上で記述した部分があります。

昨年度、公文書公開請求を何件か受けましたが、一部非公開情報（市民の顔などの個人情報）が含まれていたことから部分公開としました。

今回、技術的に非公開情報をモザイク処理することができたことから、提供を希望する方に対し、非公開情報をモザイク処理した全映像を提供することが可能となりました。

提供をご希望の場合は、令和 7 年 4 月 17 日（木）までに消防局までご連絡ください。

（２）事故調査報告書の公表以降に出た証言に関する事故調査に係る課題

「事故調査委員会の公表の時点で聴き取り調査を実施していた隊員」と「聴き取り調査を実施していなかった隊員」の双方から、事故直後の聴き取り調査で把握できていなかった証言が、事故調査報告書の公表以降に出てきました。

事故発生直後の聴き取り調査の範囲及び方法に課題があったと考えられます。その根本的な原因は、消防局の内部調査に任せてしまった市の体制に問題があったと考えられます。

課題
【聴き取り調査の範囲】 ● 事故発生直後に、出動隊（当日 22 隊が出動）のうち 4 隊を対象に部隊活動の内容に限った調査を実施している。聴き取りの内容や対象など調査の範囲を広げ、より多くの情報を収集する必要があったと考えられる。 ➤ 聴き取り調査においては、「消防局に事故調査を行う体制が整っていなかったこと」及び「事故調査に係る知見において消防の内部調査では法的な論理展開などについて限界があったこと」が推測される。 【聴き取り調査の方法】 ● 同じ出動隊の隊員を一堂に集めて聴き取ったことや、同じ消防局の職員が聴き取った

ことにより、周りの隊員や聴き取りを行う職員に配慮した意見になったり、意見を言わないでいることになったりという状態が生じたと考えられる。

- 「活動したこと」に限定した調査内容になっていたため、活動しなかったこと、あるいはなぜそのような活動をしたのか、どんな経緯でその活動に至ったかを確認する調査となっていなかったと考えられる。
- ありのままの情報を収集するための客観性を確保した聞き取り調査の方法となっていなかったものと推測される。

今後の対応

消防職員の殉職事故は決してあってはならないが、万が一消防活動中の事故が発生した場合、事故調査においては、以下のことを確保する必要がある。

- 業務の専門性に鑑み消防業務に精通する者が調査を行う必要がある。また、事故直後の記憶が鮮明なうちに行う必要がある。よって、まず消防局内で調査体制を構築する。
- 具体的には、消防局内で調査チームを編成し、責任者を決め、聴取対象や統一した聴取方法、聴取する順序等を設定した上で進める体制とする。調査チームは、調査の客観性・公平性の観点から、事故に直接関わりのない職員による第三者的なものとする。
- そのうえで、市長部局（市の事務事業に係る事故等に迅速かつ適正に対処するための組織である事務事業危機管理本部等）と緊密に連携し、専門家の助言を得て調査体制を構築する。
- 殉職事故という重大な事故が起きた場合、消防を管理する市長として、事故調査を消防局に任せきりにせず、適切な調査体制を、特に初動の聴き取り調査の体制を構築すべきである。

4 消防局における組織改革～事故の再発防止の推進と組織風土の改善～

（１）静岡市消防局組織改革基本計画（令和６年８月策定）

消防局は、呉服町建物火災等に係る再発防止委員会での検討結果及び行政的検証報告書において提示された組織風土に係る課題を認識し、全ての職員が高い危機管理意識を持ち、組織として安全教育体制の再構築を図ることで地域住民から信頼される組織となるための組織改革の施策を基本計画として取りまとめました。

（２）令和６年度消防局組織改革実施計画（令和６年８月策定、４半期ごとに進捗確認）

消防局は、令和６年度に、（１）で示した組織改革の施策を具体的に推進するための実施計画を初めて策定しました。

【次頁あり】

この実施計画においては、「事故の再発防止の推進」と「組織風土の改善」の大きな2つの目標と 26 の施策を掲げ、これを進めるための 48 の取組を搭載し、「いつまでに何を」といった具体的な内容と実施時期を定めました。

(3) 実施計画に基づく具体的な取組内容の例

ア 消防戦術を検証する「警防体制強化プロジェクトチーム」を設置し、屋内進入に関する戦術についての分析及び検証を行い、必要に応じ規範の見直しを行います。

ホースラインや新資機材を活用した屋内進入の戦術の適否を実地で検証しながら検討を進めています。

イ 統制のとれた指揮命令系統を身に付けるための中隊・大隊訓練を企画・実施し、今後の中隊・大隊訓練について警備体制を維持したまま実施できる訓練の方法を検討し、各署が能動的に実施できる体制を整備します。

ウ 定年引上げに伴う高齢期職員の安定した体力の維持により消防吏員として能力が発揮できるよう、体力の低下を防ぎ体力の維持を目的とする「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の策定と当該プログラムによる体力の維持管理ができる環境を整備します。

担当：消防管理室(054-280-0162)